

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等価格高騰緊急支援給付金事業	①食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、負担を軽減するために必要な支援として市民1人当たり5千円を給付する。 ※国による特定公的給付への包括指定が予定されており、早急な支援が可能であることから現金給付とする ②市民への給付金及び事務費 ③給付金 73,000人×5千円=365,000千円 事務費 70,000千円（需用費1,000千円、役務費9,400千円、委託料58,250千円、その他1,350千円）	R8.1	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付建設券発行支援事業（R6国の補正予算分）	①資材費の高騰などにより影響を受けている市民への支援と、経済対策として、岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会が発行するプレミアム建設券の発行を援助する。 ②プレミアム付建設券の発行を支援補助（プレミアム率15%のうち12%分を市補助、3%は実行委員会負担） ③プレミアム分補助金 540,000千円×12%=64,800千円 事務費 200千円 ④市民	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食共同調理所運営事業（当初分）	①食材等の価格高騰の影響による賄材料費の増高について、コロナ禍における保護者負担を据え置いた上で、学校給食の質を維持するため、給食費増高額について支援を行う。（教職員分は除く） ②賄材料費（給食費増高保護者負担分） ③ 小学校 単価増58円×579,942食=33,637千円 中学校 単価増70円×342,200食=23,954千円 ④市内小中学生の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食共同調理所運営事業（補正予算分）	①食材等の価格高騰の影響による賄材料費の増高について、コロナ禍における保護者負担を据え置いた上で、学校給食の質を維持するため、給食費増高額について支援を行う。（教職員分は除く） ②賄材料費（給食費増高保護者負担分） ③ 小学校 単価増20円×579,942食×1/2（半年分）=5,799千円 中学校 単価増25円×342,200食×1/2（半年分）=4,277千円 端数調整▲76 ④市内小中学生の保護者	R7.4	R8.3
5	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	原油価格等高騰対応臨時給付金事業（市独自支援・給付費及び事務費）	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③ 令和7年度住民税均等割非課税世帯 11,000世帯×10千円=110,000千円 事務費 5,000千円（時間外手当 500千円、消耗品費 3,000千円、役務費1,500千円） ④低所得世帯等の給付対象世帯数（13,000世帯）	R7.4	R8.3
6	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス路線維持支援事業（公共交通事業者：R6国の補正予算分）	①急激な原油価格の高騰に伴い大きな影響を受けている、市内に営業所を有する乗合バス事業者に対し、支援を実施する。 ②支援金 ③支援金 公共交通事業者 8,000千円 ④公共交通事業者（バス）	R7.4	R8.3
7	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス路線維持支援事業（地域コミュニティバス運行事業者：R6国の補正予算分）	①急激な原油価格の高騰に伴い大きな影響を受けている、市内地域コミュニティバスの運行事業者に対し、支援を実施する。 ②支援金 ③支援金 地域コミュニティバス運行事業者 500千円 ④地域コミュニティバス運行事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	小規模事業者等経営サポート事業（R6国の補正予算分）	<p>①エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者に対する支援を行う。</p> <p>②給付金</p> <p>③</p> <p>【道路貨物運送業及び道路旅客運送業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ~10台 200千円×36事業者×1/2（半年分）=3,600千円 ・ 11~40台 500千円×29事業者×1/2（半年分）=7,250千円 ・ 41台以上 1,000千円×3事業者×1/2（半年分）=1,500千円 <p>【クリーニング業（取次店を除く）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200千円×7事業者×1/2（半年分）=700千円 <p>【浴場業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200千円×4事業者×1/2（半年分）=400千円 <p>【その他物価高騰の影響を受けている事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200千円×15事業者×1/2（半年分）=1,500千円 <p>事務費 50千円（消耗品費 45千円、手数料 5千円）</p> <p>④市内小規模事業者等</p>	R7.4	R8.3
9	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応臨時給付金（事務費）	<p>①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。</p> <p>②低所得世帯への給付金及び事務費</p> <p>③R6, R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 12654世帯×30千円、子ども加算 933人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 14000人（255000千円）のうちR7計画分 事務費 5000千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費 として支出]</p> <p>④低所得世帯等の給付対象世帯数（12654世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（14000人）</p>	R7.4	R7.12
10	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	太陽光発電設備等導入補助金（R6国の補正予算分）	<p>①物価高の影響を受けている生活者を支援するため、住宅用太陽光システム導入や蓄電池購入等に係る費用に対して支援を行う。</p> <p>②補助金3,750千円</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備 150千円×20件=3,000千円 ・ 太陽光発電設備+蓄電池 75千円×8件=600千円 ・ 定置型蓄電池 37.5千円×4件=150千円 <p>④市民</p>	R7.4	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰緊急支援事業（R6国の補正予算分）	<p>①保護者負担を据え置いた上で、栄養バランスや量を保った給食の実施が継続出来るよう、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた給食原材料等の経費を支援する。（教職員の給食費は除く）</p> <p>②補助金</p> <p>③補助金 ・ 2千円×1,700人（定員）×1/2（半年分）=1,700千円</p> <p>④市内保育事業所 22事業所</p>	R7.4	R8.3
12	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰農業経営緊急支援事業（R6国の補正予算分）	<p>①燃料価格、電気料金、肥料原料・配合飼料等の価格高騰により影響を受けた農業者へ、経営面積に応じた支援金を給付する。</p> <p>②支援金</p> <p>③30千円×800戸×1/2（半年分）=12,000千円</p> <p>④JAいわみざわ→市内農業者</p>	R7.4	R8.3
13	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	不妊・不育症治療費助成事業（R6国の補正予算分）	<p>①物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、不妊症治療や不育症治療に係る費用を支援する。</p> <p>②補助金</p> <p>③7,000千円×1/2（半年分）=3,500千円</p> <p>④市民</p>	R7.4	R8.3
14	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子どもの医療費助成事業（R6国の補正予算分）	<p>①物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、子どもの医療費を支援する。</p> <p>②医療費</p> <p>③子どもの医療費188,000千円×1/2（半年分）=94,000千円</p> <p>④市内の子育て世帯</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

15	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食共同調理所運営事業 (R7予備費分)	①食材等の価格高騰の影響による賄材料費の増高について、コロナ禍における保護者負担を据え置いた上で、学校給食の質を維持するため、給食費増高額について支援を行う。(教職員分は除く) ②賄材料費(給食費増高保護者負担分) ③ 小学校 単価増20円×579,942食×1/2(半年分)=5,799千円 中学校 単価増25円×342,200食×1/2(半年分)=4,277千円 端数調整▲76 ④市内小中学生の保護者	R7.4	R8.3
16	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	原油価格等高騰対応臨時給付金事業(市独自支援・給付費)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③ 令和7年度住民税均等割非課税世帯 2,000世帯×10千円=20,000千円 事務費 5,000千円(時間外手当 500千円、消耗品費 3,000千円、役務費1,500千円) ④低所得世帯等の給付対象世帯数(13,000世帯)	R7.4	R8.3
17	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス路線維持支援事業(公共交通事業者:R7予備費分)	①急激な原油価格の高騰に伴い大きな影響を受けている、市内に営業所を有する乗合バス事業者に対し、支援を実施する。 ②支援金 ③支援金 公共交通事業者 1,000千円 ④公共交通事業者(バス)	R7.4	R8.3
18	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス路線維持支援事業(地域コミュニティバス運行事業者:R7予備費分)	①急激な原油価格の高騰に伴い大きな影響を受けている、市内地域コミュニティバスの運行事業者に対し、支援を実施する。 ②支援金 ③支援金 地域コミュニティバス運行事業者 500千円 ④地域コミュニティバス運行事業者	R7.4	R8.3
19	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	小規模事業者等経営サポート事業(R7予備費分)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者に対する支援を行う。 ②給付金 ③ 【道路貨物運送業及び道路旅客運送業】 ・ ~10台 200千円×36事業者×1/2(半年分)=3,600千円 ・ 11~40台 500千円×29事業者×1/2(半年分)=7,250千円 ・ 41台以上 1,000千円×3事業者×1/2(半年分)=1,500千円 【クリーニング業(取次店を除く)】 ・ 200千円×7事業者×1/2(半年分)=700千円 【浴場業】 ・ 200千円×4事業者×1/2(半年分)=400千円 【その他物価高騰の影響を受けている事業者】 ・ 200千円×15事業者×1/2(半年分)=1,500千円 事務費 50千円(消耗品費 45千円、手数料 5千円) ④市内小規模事業者等	R7.4	R8.3
20	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	太陽光発電設備等導入補助金(R7予備費分)	①物価高の影響を受けている生活者を支援するため、住宅用太陽光システム導入や蓄電池購入等に係る費用に対して支援を行う。 ②補助金3,750千円 ③ ・ 太陽光発電設備 150千円×5件=750千円 ・ 太陽光発電設備+蓄電池 75千円×1件=75千円 ・ 定置型蓄電池 37.5千円×2件=75千円 ④市民	R7.4	R8.3
21	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰緊急支援事業(R7予備費分)	①保護者負担を据え置いた上で、栄養バランスや量を保った給食の実施が継続出来るよう、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた給食原材料等の経費を支援する。(教職員の給食費は除く) ②補助金 ③補助金 ・ 2千円×1,700人(定員)×1/2(半年分)=1,700千円 ④市内保育事業所 22事業所	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

22	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰農業経営緊急支援事業（R7予備費分）	①燃料価格、電気料金、肥料原料・配合飼料等の価格高騰により影響を受けた農業者へ、経営面積に応じた支援金を給付する。 ②支援金 ③30千円×800戸×1/2（半年分）＝12,000千円 ④JAいわみざわ→市内農業者	R7.4	R8.3
23	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	不妊・不育症治療費助成事業（R7予備費分）	①物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、不妊症治療や不育症治療に係る費用を支援する。 ②補助金 ③7,000千円×1/2（半年分）＝3,500千円 ④市民	R7.4	R8.3
24	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子どもの医療費助成事業（R7予備費分）	①物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、子どもの医療費を支援する。 ②医療費 ③子どもの医療費188,000千円×1/2（半年分）＝94,000千円 ④市内の子育て世帯	R7.4	R8.3
25	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金負担軽減支援事業	①物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を目的とした、水道料金（基本料金）の減免 ②繰出金（水道料金基本料減免相当） ③減免額169,300千円 事務費 700千円 ④市民、市内事業所（公的機関除く）	R8.1	R8.3
26	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス路線維持支援事業（公共交通事業者）	①急激な原油価格の高騰に伴い大きな影響を受けている、市内に営業所を有する乗合バス事業者に対し、支援を実施する。 ②支援金 ③支援金 公共交通事業者 1,000千円 ④公共交通事業者（バス）	R8.3	R8.3
27	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス路線維持支援事業（地域コミュニティバス運行事業者）	①急激な原油価格の高騰に伴い大きな影響を受けている、市内地域コミュニティバスの運行事業者に対し、支援を実施する。 ②支援金 ③支援金 地域コミュニティバス運行事業者 1,000千円 ④地域コミュニティバス運行事業者	R8.3	R8.3
28	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	公共施設管理体制持続化給付金事業	①施設の適正な維持管理を目的とし、物価の高騰による影響を受けている事業者の支援を目的とした給付を実施する。 ②給付金 ③総務関連施設 400千円 民生関連施設 5,000千円 農業関連施設 600千円 商工関連施設 3,000千円 土木関連施設 9,000千円 教育関連施設 8,000千円 事務費482千円（時間外手当240千円 需用費242千円） ④指定管理者（中小企業に限る）	R8.3	R8.3